

死亡労働災害速報 (2018. 11)

送電線の鉄塔上で点検作業中、感電事故			
発生年月	平成30年11月9日 (金)		
業種	電気通信工事業	事業場規模	不明
事故の型	感電	起 因 物	送配電線等
発生状況	11月9日午前9時頃、宮城県加美町菜切谷にある、東北電力の送電鉄塔の地上約25メートル地点で作業していた男性(21)が、安全帯を付けたままぐったりとして横になった状態で発見され、病院に運ばれたが死亡が確認された。死因は感電とのことで、被災者は送電線(6万6000ボルト)のある鉄塔の上で、器具の点検後の状況をデジタルカメラで撮影していたとのこと。同僚の作業員によれば、「バーン」と音がしたあと、被災者がぐったりとして横になったと話している。(マスコミ報道より)		
災害防止対策	<p>〔現在関係機関で調査中のため、類似災害に係る一般的対策を列挙します。〕</p> <p>1 安全教育関係</p> <p>電気取扱業務に係る法定の特別教育を確実に実施するとともに、作業者に対しては、繰り返し能力を向上させるため安全教育・訓練を行うこと。</p> <p>2 作業指揮関係</p> <p>① 関係労働者に、作業を行う期間、作業内容、取り扱う電路、近接する電路系統について周知すること。またKYT活動を実施し、作業者に危険個所と安全な作業方法を確認させること。</p> <p>② 同時に行われる作業をすべて監視できるよう必要な人数の作業指揮者や監視人を現場に派遣し、安全に作業が行われていることを監視すること。</p> <p>③ 作業指揮者は、下記3、4の措置を確認した後に作業の着手を指示すること。</p> <p>④ 電気工事に関する作業指揮者に所要の安全教育を行うこと。</p> <p>3 停電作業を行う場合の措置</p> <p>① 開路に用いた開閉器に作業中、施錠、通電禁止に関する表示を行う。</p> <p>② 電力ケーブル等を有する電路の場合は、残留電荷による危険を除去する。</p> <p>③ 検電器具による停電を確認するとともに、誤通電、他の電路からの混触・誘導による感電の危険を防止するため短絡接地器具を用いて確実に短絡接地すること。</p> <p>4 特別高圧活線近接作業</p> <p>労働者に活線作業用装置を使用させる、充電路に対する接近限界距離を保たせるなどの措置を行い、当該接近限界距離を保てるよう監視人を配置すること。</p> <p>※ 電気工事以外でも、特別高圧線の近くで、移動式クレーンで作業中、送電線からの放電により感電した事故も発生しています。必要な離隔距離等安全対策は、東北電力HPを参照してください。</p>		